

証券コード 4382

2023年7月7日

(電子提供措置開始日 2023年6月30日)

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目31番17号
P M O 田 町
H E R O Z 株 式 会 社
代表取締役Co-CEO 林 隆 弘

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。



当社ウェブサイト <https://heroz.co.jp/ir>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「IRニュース」から「2023年定時株主総会招集通知」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「HEROZ」又は「コード」に当社証券コード「4382」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年7月26日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送いただくか、又は4頁に記載のご案内に従い、議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申しあげます。

敬 具



記

1. 日 時 2023年7月27日（木曜日）午前10時～（受付開始午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目4番1号 田町グランパーク
プラザ棟3階・4階 401ホール
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）

3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第15期（2022年5月1日から2023年4月30日まで）事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果の報告の件

- 決 議 事 項
第1号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- （1）代理人が株主総会に出席される場合、当社定款第16条の規定に基づき、代理人は議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。
なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- （2）議決権の行使等に関しましては、4～5頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。なお、議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- （3）インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告のうち、以下の項目。
 - 「直前3事業年度の財産及び損益の状況」
 - 「主要な事業内容」
 - 「主要な事業所」
 - 「使用人の状況」
 - 「主要な借入先の状況」
 - 「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
 - 「株式の状況」
 - 「新株予約権等の状況」
 - 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ④監査報告の「会計監査報告」及び「監査等委員会の監査報告」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

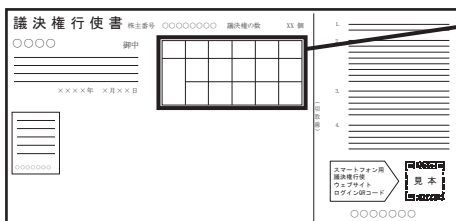
株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。

後記の株主総会参考書類等をご検討のうえ、議決権行使書用紙を株主総会当日にご提出いただくか、事前にご返送又はご入力くださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 株主総会にご出席される場合 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 日 時 2023年 7 月 27 日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前 9 時 30 分）	 書面（郵送）で議決権を行使される場合 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。 行使期限 2023年 7 月 26 日（水曜日） 午後 7 時到着分まで	 インターネット等で議決権を行使される場合 次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。 行使期限 2023年 7 月 26 日（水曜日） 午後 7 時入力完了分まで
---	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案、第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回議決権行使をされた場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へ進む」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2022年5月1日から
2023年4月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済状況は、新型コロナウイルスの収束に向けた動きが加速され景気が緩やかに持ち直しの動きを見せた一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、国内外におけるインフレや世界的な金融引締め傾向が見られる等、先行きが不透明な状況が続きました。

このような環境の中で、当社は「驚きを心に」をコンセプトとして、人々の生活が便利に楽しくなるように、AIを活用したサービスをBtoCおよびBtoB領域で展開してまいりました。そして、第2四半期連結会計期間において、「より安定的な収益基盤の構築」「社内に蓄積されたAI技術・データの利活用」「様々な業界へのAI・SaaSの更なる展開」等を目的とし、パリオセキュア株式会社及び株式会社ストラテジットの株式を取得し連結子会社化いたしました。

AI市場は、ディープラーニング等の機械学習関連アルゴリズムの高度化に加えて、機械学習に利用可能な計算機的能力向上やデータの増加により更なる成長が続いております。また、SaaS市場においても、導入の需要のみならず、「ニーズの多様化に伴うSaaS間連携」「統合管理の複雑化によるセキュリティ要件の高度化」等に関する需要拡大も見込まれると認識しております。

特にAI市場においては、OpenAI社（以下、「OpenAI」という。）が2022年11月に大規模言語モデル「ChatGPT-3.5」を、2023年3月には「ChatGPT-4.0」を発表し、新技術への対応は急激なスピードで重要性を増しております。現状、各産業において上記モデルを含む「AIトランスフォーメーション」（以下、「AIX」という。）に関する投資の動きが高まっており、今後も更なる技術革新に伴いAIXに関する需要が拡大していくことが見込まれます。なお当社グループでは、AIXとは、AIを社会に浸透させることにより、その力を通じて既存の業務プロセスやビジネスモデル等を含めて社会全体に抜本的な変革を起こすこと、ととらえております。

このように、国内外においてより急激に技術革新やAIXを含むIT関連投資が進む中で、当社グループとしては、グループ内に蓄積されたAI関連技

術をフルに利活用することにより、各産業に革新的なソリューションを提供し世界を驚かせるAI革命を目指したいと考えております。具体的には、「AI/DX事業」「AI Security事業」の各セグメントにおいて各企業・業界のAI/DX化推進やグループシナジーの強化に努めていきたいと考えているほか、LLM（Large Language Model：大規模言語モデル）を含むAI・SaaS・セキュリティ関連分野において積極的に研究開発を進め、よりスピード感をもって「AI SaaS」戦略としてグループ全体の事業拡大を目指してまいります。その取り組みの一環として、2023年4月に、企業の実業務に適した形で活用できるCustomized ChatGPTをSaaS型で提供する「HEROZ Knowledge System built with ChatGPT」をリリースしたほか、2023年5月にGenerative AIの応用を目的とした専門チーム「LLM Group」を発足し、「AI SaaS」戦略の中核を担うGenerative AI技術の追求に注力しております。

なお、セグメント別の経営成績の概況は以下のとおりです。

(i) AI/DX事業

当連結会計年度において、当社グループのAI/DX事業については、BtoC領域におけるイベント開催やBtoB領域における大型案件の受注等の効果により安定した収益を上げました。

BtoC領域については、主力である「将棋ウォーズ」の安定成長に加え、「棋神アナリティクス」について、2022年5月のリリースに続いて2022年12月にライトプランをリリースしており、プロ棋士・アマチュア強豪を中心にサービスの提供を拡大しております。そのほか、2023年5月に開催された「第33回世界コンピュータ将棋選手権」にて、当社AIエンジニアメンバーで構成されたチーム「dlshogi with HEROZ」が2年連続となる優勝を果たしました。また、BtoB領域についても、2022年5月にセールスマーケティング組織の立ち上げを行い、顧客獲得活動を強化した結果、当連結会計年度の後半にかけてAI/DX支援に関する大型案件が発生するなど、収益が拡大しております。

(ii) AI Security事業

当社グループのAI Security事業については、サイバーセキュリティの脅威が高度化・巧妙化し企業におけるセキュリティ対策が必要不可欠となっていく中で、エンドポイントセキュリティ対策としてサイバー攻撃の兆候を検知するVarioマネージドEDRの売上が堅調に推移しました。増加するランサムウェア被害（身代金要求型ウイルス）から企業・各種機関の情報

資産を守るデータバックアップサービス（VDaP）については、医療機関へサービスの訴求を行い、増大する脅威に対して安心、安全な環境の構築を支援して参りました。また、自社開発のネットワークセキュリティ機器 VSR（Vario Secure Router）の後継機として、他社サービスとの連携を視野に入れた拡張性のあるモデル「VSR nシリーズ」をリリースしました。

当事業では、部材の調達に関連して、世界的な半導体供給不足の影響を受ける可能性があります。現時点において、当期における影響については軽微であるものと見込んでいるものの、来期以降の業績に与える影響については、合理的に算定することは困難であり、引き続き状況を注視してまいります。

このような環境のもと、当事業においては、マネージドセキュリティサービスによるストック型の収益と、その低解約率（0.70％）（注）により、マネージドセキュリティサービスに係る売上収益が安定的に推移した一方、インテグレーションサービスにおける中小企業向け統合セキュリティ機器（UTM）であるVCR（Vario Communicate Router）の販売が想定外の競合環境の激化により低迷し、新たなサービスを付加した新モデルを投入して対策を講じてまいりましたが、当連結会計年度末時点において、販売の回復に至っておりません。これらの状況を受けて、連結決算上、仕入先との契約に関する最低購入保証に係る引当金の繰入額101,395千円を特別損失として、VCRの棚卸資産評価損64,963千円を売上原価としてそれぞれ計上いたしました。

（注）解約率（金額ベース）＝年間解約金額÷（各年度の期初ベース月次売上収益×12）

そのほか、採用方法の見直し等に伴う採用教育費の減少等、適切なコストコントロールを進めましたが、一方で、上記に記載したVCRの棚卸資産評価損や、新株予約権に関する株式報酬費用を新たに計上したこと等により、売上原価・販売費及び一般管理費は増加しております。また、グループ会社における第三者割当増資の実施による株式交付費21,013千円の発生等により、営業外費用が増加しております。

なお、上述のとおり当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前年同期連結累計期間及び前連結会計年度と比較した増減率の記載は省略しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,980,673千円となり、EBITDA（営業利益＋減価償却費＋敷金償却＋のれん償却額＋株式報酬費用

＋棚卸資産評価損）609,689千円、営業利益257,894千円、経常利益216,186千円となりましたが、特別損失として段階取得に係る差損541,091千円及びグループ会社における契約損失引当金繰入額101,395千円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は574,334千円となりました。また、上述のAI Security事業における契約損失引当金繰入額101,395千円及び棚卸資産評価損64,963千円に関して、繰延税金資産を計上したこと等により、法人税等調整額が第3四半期連結累計期間の金額より48,095千円減少し△59,690千円となっております。

なお、セグメント別の業績は以下のとおりです。

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結計算書 類計上額
	AI/DX事業	AI Security 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,683,993	1,296,679	2,980,673	—	2,980,673
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	480	480	△480	—
計	1,683,993	1,297,159	2,981,153	△480	2,980,673
セグメント利益	494,976	380,452	875,429	△617,534	257,894
その他の項目					
減価償却費	117,236	46,748	163,984	—	163,984
のれん償却額	10,162	77,870	88,033	—	88,033

(注) 1. セグメント利益の調整額△617,534千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は96,269千円であり、その主なものは自社プロダクト開発等に係るソフトウェア仮勘定となります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2020年4月期)	第 13 期 (2021年4月期)	第 14 期 (2022年4月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (2023年4月期)
経 常 利 益(千円)	—	—	—	216,186
親会社株主に帰属 する当期純損失(△)(千円)	—	—	—	△574,334
1株当たり当期純損失(△)(円)	—	—	—	△38.22
総 資 産(千円)	—	—	—	8,673,048
純 資 産(千円)	—	—	—	6,080,329
1株当たり純資産(円)	—	—	—	388.97

(注) 当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度より前の財産及び損益の状況については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2020年4月期)	第 13 期 (2021年4月期)	第 14 期 (2022年4月期)	第 15 期 (当事業年度) (2023年4月期)
売 上 高(千円)	1,544,464	1,556,593	1,482,969	1,572,580
経 常 利 益(千円)	404,571	285,814	87,790	127,051
当 期 純 利 益(千円)	255,382	207,146	49,401	80,303
1株当たり当期純利益(円)	17.84	13.85	3.29	5.34
総 資 産(千円)	6,408,863	6,546,615	6,635,384	6,772,006
純 資 産(千円)	6,182,740	6,403,111	6,440,758	6,564,101
1株当たり純資産(円)	414.46	426.13	428.65	434.83

- (注) 1. 2020年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第14期の期首から適用しており、第14期以降の各期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
バリオセキュア株式会社	749,758千円	42.8%	ネットワークセキュリティサービス事業
株式会社ストラテジット	74,106千円	89.7%	SaaS事業者向けシステムの連携（iPaaS）開発等

（注）株式取得を行ったため、第2四半期連結会計期間よりバリオセキュア株式会社及び株式会社ストラテジットを連結子会社としております。

③重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

なお、第2四半期連結会計期間より、関連会社であったバリオセキュア株式会社の株式を追加取得し連結子会社としたため、関連会社に該当しなくなりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済環境は、新型コロナウイルスの収束に向けた動きが加速され景気は緩やかに持ち直している一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、国内外におけるインフレや世界的な金融引締め傾向が見られる等、先行きが不透明な状況が続いております。

その一方で情報サービス業界においては、経済産業省が推進するデジタルトランスフォーメーション（DX）に関連するシステム投資がより一層重要性を増しております。特にAI市場においては、従来のディープラーニング等の機械学習関連アルゴリズムの高度化に加え、OpenAIにより発表された大規模言語モデル「ChatGPT-3.5」「ChatGPT-4.0」が大きな注目を集めており、各企業がAIX投資の動きを加速させております。また、SaaS市場においても、新型コロナウイルスの影響等により市場は拡大を続けており、今後、サービス導入の需要のみならず、「ニーズの多様化に伴うSaaS間連携」や「統合管理の複雑化によるセキュリティ要件の高度化」等に関する需要が拡大すると見込まれます。

またセキュリティサービス市場においては、サイバー犯罪のほかに国家主導型の攻撃も増加しており、サイバーセキュリティの脅威が高度化・巧妙化する中で、各企業におけるセキュリティ対策の重要性が拡大しております。

このような状況の下で、当社では、継続的な事業拡大のため、以下の課題について対応が必要であると考えております。

① AI・SaaS関連の新技術への対応

当社及び当社グループが強みとするAI関連・SaaS関連の技術は、将来的な利用可能性の高さやニーズの多様化等から、国内外で研究開発が活発に行われております。このような事業環境の下で当社グループが事業を継続的に拡大していくには、様々な新技術にスピード感をもって対応していくことが必要であると認識しております。

また先述のとおり、OpenAIが2022年11月に大規模言語モデル「ChatGPT-3.5」を、2023年3月には「ChatGPT-4.0」を発表し、各企業が同モデルを含むAIXに関する投資を拡大するなど技術革新が激しく進んでおり、新技術への対応は急激なスピードで重要性を増しております。

当社では、現在所属している一般社団法人「人工知能学会」の賛助会員や一般社団法人「日本ディープラーニング協会」の正会員として最先端の情報収集に努め、またコンピュータ将棋の大会で上位入賞するための情報収集や試行錯誤等を通じて、最先端のAI技術の開発と導入を行いながらその技術力向上に取り組んでおります。

また、全社員向けに「ChatGPT Plus」支援制度を導入したほか、

ChatGPT脚本によるラジオドラマ制作への技術協力の実施や、ChatGPTを企業の実業務へ適用可能とする「HEROZ Knowledge System built with ChatGPT」の提供を開始するなど、スピード感をもって最新技術の導入を進めており、そのほか大規模言語モデルを含むAI・SaaS・セキュリティ分野において積極的な研究開発も進めております。

② セキュリティサービス関連の新技术への対応

当社のグループ会社であるバリオセキュア株式会社（以下、「バリオセキュア」という。）はインターネットセキュリティ関連事業を営んでおりますが、インターネットセキュリティ関連分野においては、クラウドサービスの利用拡大やウィズコロナによるワークスタイルの変化、そして、巧妙化するサイバー攻撃により、セキュリティの脅威が社外、社内という境界を超えて存在するようになりました。

このような環境下、バリオセキュアでは外部からのリスクを防御するマネージドセキュリティサービスに加え、セキュリティリスクを検知し、脅威を除去する端末側のセキュリティサービスやデータの保護・復旧を行うバックアップサービスなど、事業領域を拡大してまいりました。さらに急速に変化する社会のニーズを的確に捉え、エンドユーザーに対するサービスを提供していくため、サービス・事業開発を行う部署を設置いたしました。今後も新たなセキュリティ課題に対する需要が拡大する中、市場の変化に対応したサービスを提供してまいります。

③ 人材の確保

当社グループは、AI市場をはじめとする情報サービス業界全体の拡大、新規参入企業の増加、顧客・ユーザのニーズの多様化、急激な技術革新等に迅速に対応していくため、最先端の技術を有する人材の確保、育成が必要と考えております。

しかし、優秀な技能を持つ人材獲得は、他社とも競合し、安定した人材確保が容易ではない状況が今後も継続すると考えております。

当社グループとしては、技術力の高さを通じて市場でのプレゼンスを高めることや、優秀な人材が興味や関心を持つ分野での各種取り組みを強化すること等によって会社の魅力を訴求していくことが重要であると考えております。また、社内研修の強化等を図っていくことで人材の育成につなげるほか、人事制度の整備・運用やエンゲージメントサーベイなどを実施し、従業員の定着率向上に努めてまいりたいと考えております。

④ 情報管理体制の強化

当社グループでは、現在、様々な業界に対してAI・SaaS関連サービスの提供を行っております。このようなAI・SaaS関連のソリューション提供のためには、それぞれの業界において蓄積されたデータが必要になるため、データを有する企業とのパートナーシップ戦略を採用しております。その結果、顧客の機密情報を扱うこととなっているため、情報管理規程等に基づいた管理を徹底しており、今後も社内教育を継続して行っておりま

⑤ SDGsに関する課題への対応

当社グループは、グループ内に蓄積されたAI・SaaS関連技術、データ等を活用して様々な社会課題を解決し、持続可能な社会を実現するべく、以下の重点方針に従い、SDGs (Sustainable Development Goals) に関する取り組みを進めてまいります。

<重点方針>

・AIXの推進

当社グループは「AI・SaaS」モデルを掲げており、AI・SaaS関連技術の活用を通じて各産業におけるAIXを推進し、創造的な業務に注力できる産業構造を創出いたします。

・AIを通じた地域社会や地球環境への貢献

温度や湿度等を快適にする建物制御システムに当社のAIを搭載する等、省エネルギー化につながるAIを提供し、環境負荷を軽減する取り組みに参加いたします。

・働きがいのある環境づくり

在宅勤務の導入や休暇取得の促進等、従業員の意向を踏まえた快適な労働環境を提供しております。また、残業時間のモニタリングや産業医面談等、長時間労働や過重労働を防ぐための体制を作り、役職員の健康管理にも配慮しております。

・人材育成・価値発揮

社員一人一人が、自己の能力を高めることができる業務体制や人事制度を整えているほか、研修や定期的な勉強会を実施する等自己研鑽の機会を設け、社員が個性を発揮しながら創造力を働かせて挑戦し続けるこ

とができる環境を提供しております。また、人事制度に関してはグループ内で適宜見直しを行い、臨機応変に整備を行うことにより人材力の強化に努めております。

・最先端技術のリード

「① AI・SaaS関連の新技术への対応」に記載した内容とも関連しますが、最新技術に関する情報収集等をスピード感をもって行い、高品質で最先端なAIを提供するよう努めております。また、後述の「⑦ 知的財産権の確保等について」にも関連した内容となりますが、当社グループが発案した知的財産の権利化を進め、可能な限り、知的財産を活用できる取り組みも進めております。

⑥ システム基盤の強化

当社の収益の基盤となるサービスを展開するためには、大量の情報処理やシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、システムを安定的に稼働させるための人員の確保及びサーバの最適化・安定的な稼働に努めてまいります。

⑦ 知的財産権の確保等について

当社グループでは、日々のAIソリューション提供やSaaS関連サービスの提供から生じた新規性のある独自技術の保護のために、単独又は共同開発企業等と共同で、それらに関する特許権等の知的財産権の取得を図っております。

しかしながら、AI・SaaS関連分野においては、国内外大手IT企業等が知的財産権の取得に積極的に取り組んでいるため、当社も特許権等の取得により当社の活動領域を確保することが課題であると認識しております。今後、様々な業界に対してAIを開発することによって有用な知見が得られることが期待されるため、外部専門家とも協力しながら、独自の技術分野については、他社に先立って戦略的に特許権等を取得してまいります。

⑧ サービスの安全性及び健全性の確保

当社では、BtoCサービスにおいてユーザが安心して当社のサービスを利用できるように、下記のガイドラインを設け、その安全性・健全性の確保に努めております。

当社の安全性・健全性に関するガイドライン

第1条（目的）

このガイドラインは、HEROZ株式会社（以下「当社」という）が運営・提供するゲーム等のサービスについて、当該サービスを利用する者（以下「利用者」という）が安心・安全に楽しめるサービスの提供を実現するために必要な施策を示すことを目的とする。

第2条（施策）

前条の目的を達するために以下の施策を行う。

(1) 法令遵守の徹底

サービスの開発・提供に際して、景品表示法その他の関連する法令を遵守する。提供するサービスについて将来的に違法と判明した場合は、直ちに停止する。

(2) 18歳未満の利用者の保護の徹底

入会時もしくは課金時に年齢認証を行い、18歳未満の利用者による過度な課金利用を未然に防止する。月間課金上限額（税抜）については、18歳未満利用者の場合、月額20,000円とし、16歳未満の場合は月額5,000円とする。

(3) リアル・マネー・トレード（RMT）の禁止

RMTは一切禁止とする。利用規約においてRMTを禁止している旨を明記するとともに、RMT利用が判明した利用者には、強制退会も含め、速やかに必要な措置を講じる。

(4) 不適切行為に対する措置

利用規約違反など、サービスにおいて不適切と判断される行為を行った利用者に対しては、強制退会も含め、速やかに必要な措置を講じる。

(5) 利用者間コミュニケーションの監視

利用者間のコミュニケーションが安心・安全に行われるよう、定期的に監視し、利用者間の不適切なコミュニケーションを発見した場合には迅速な対応を行う。

(6) 適切な有料アイテム出現確率

有料ガチャのようにランダムで出現する有料アイテムについては、その出現確率を適切な水準に設定する。

(7) 社員研修・教育

サービスの安全性・健全性を向上させるため、社員の研修・教育を実施する。

第3条（更新）

サービスの変化、利用者の状況の変化、その他社会状況等の変化に鑑み、当ガイドラインの内容を最適な状態とするべく努力をする。

⑨ 内部管理体制の強化

当社グループにおきましては、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、当社及び当社グループの事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、当社及び当社グループの成長速度に見合った人材の確保及び育成も重要な課題と認識しており、継続的な採用活動と研修活動を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年4月30日現在）

事業区分	会社名	事業内容
A I / D X 事業	H E R O Z 株式会社	BtoCサービス BtoBサービス
	株式会社ストラテジット	SaaS導入支援 API連携開発等
AI Security事業	バリオセキュア株式会社	マネージドセキュリティサービス インテグレーションサービス

(6) 主要な事業所（2023年4月30日現在）

会社名	名称	所在地
当社	本社	東京都港区
バリオセキュア株式会社（子会社）	本大阪オフィス 福岡営業所	東京都千代田区 大阪府大阪市西区 福岡県福岡市博多区
株式会社ストラテジット（子会社）	本社	東京都港区

(7) 使用人の状況（2023年4月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数（人）	前連結会計年度末比増減
A I / D X 事業	67	－
A I Security 事業	61	－
報告セグメント計	128	－
全社（共通）	32	－
合計	160	－

- (注) 1. グループ会社の使用人の状況は、各社の直近の決算日に準拠しております。
2. 使用人数は、正社員及び契約社員の数であります。なお、臨時従業員の総数が、使用人数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
4. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
65名	4名増

- (注) 使用人数は正社員の他、契約社員も含まれます。

(8) 主要な借入先の状況（2023年4月30日現在）

グループ会社であるバリオセキュア株式会社の主要な借入先の状況は、下記の通りとなります。

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	562,500千円
株式会社あおぞら銀行	562,500千円
株式会社商工組合中央金庫	375,000千円

- (注) グループ会社の借入状況は、直近の決算日に準拠しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2023年4月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 52,600,000株

(2) 発行済株式の総数 15,027,181株

(注) 発行済株式の総数は、新株予約権の行使による増加1,800株及び自己株式の消却による減少201株により1,599株増加しております。

(3) 株主数 9,617名

(4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
林 隆 弘	4,333,300	28.83
高 橋 知 裕	4,333,300	28.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	522,900	3.47
ビ ッ グ ロ ー プ 株 式 会 社	400,000	2.66
J P J P M S E L U X R E U B S A G L O N D O N B R A N C H E Q C O	190,600	1.26
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	176,676	1.17
株 式 会 社 竹 中 工 務 店	163,132	1.08
株式会社コーエーテクモゲームス	161,676	1.07
BNP PARIBAS ARBITRAGE SNC	128,099	0.85
セ ン ト ラ ル 短 資 株 式 会 社	105,400	0.70

(注) 1. 上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

2. 自己株式は所有しておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権
の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

- ① 2022年12月20日開催の取締役会決議に基づき発行された業績連動型有償
新株予約権

当社は、2022年12月20日開催の取締役会において、中長期的な企業価値の
増大を目指すにあたって、より一層意欲及び士気を向上させ、結束力をさら
に高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く。）及び執行役
員に対して下記のとおり有償にて新株予約権を発行いたしました。

	第12回新株予約権
発 行 決 議 日	2022年12月20日
新 株 予 約 権 の 数	900個
新株予約権割当の対象者	当社取締役（社外取締役を 除く。）及び執行役員
新株予約権の目的となる 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 90,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 1円とする
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 101,700円 (1株当たり 1,017円)
権 利 行 使 期 間	2025年8月1日から 2028年7月31日まで
行 使 の 条 件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 2025年4月期及び2026年4月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券
報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書（連結損益計算書を作成し
ていない場合、損益計算書とする。以下同じ。）において、売上高及びEBITDA
が次に掲げる各号の条件を満たしている場合、割当を受けた本新株予約権のう

ち当該各号に掲げる割合を上限として、本新株予約権を行使することができる。

(a) 2025年4月期における売上高が6,000百万円以上且つ当社のEBITDAが黒字となった場合、50%権利行使可能とする。ただし、行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権のみ行使することができるものとする。

(b) 2026年4月期における売上高が7,000百万円以上且つ当社のEBITDAが黒字となった場合、(a)の本新株予約権を除いた本新株予約権について権利行使可能とする。

なお、EBITDAの額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合、キャッシュ・フロー計算書）の減価償却費（のれん償却費を含む）及び敷金償却を加算した額を参照するものとし、全ての権利確定条件付き有償新株予約権にかかわる株式報酬費用、全ての募集新株予約権にかかわる株式報酬費用、および、これら以外の全ての株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかるEBITDAの額が適用される。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

2. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。
但し、定年退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
5. 本新株予約権の1個未満の行使をすることはできない。

② 2022年12月20日開催の取締役会決議に基づき発行された無償新株予約権
 当社は、2022年12月20日開催の取締役会において、中長期的な企業価値の増大を目指すにあたって、より一層意欲及び士気を向上させ、結束力をさらに高めることを目的として、当社従業員に対して下記のとおり無償にて新株予約権を発行いたしました。

	第13回新株予約権
発 行 決 議 日	2022年12月20日
新 株 予 約 権 の 数	555個
新株予約権割当の対象者	当社従業員
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 55,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 111,900円 (1株当たり 1,119円)
権 利 行 使 期 間	2025年1月25日から 2028年1月24日まで
行 使 の 条 件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。但し、定年退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
4. 本新株予約権の1個未満の行使をすることはできない。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2023年4月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役Ｃｏ－ＣＥＯ	林 隆 弘	バリオセキュア株式会社取締役 株式会社ストラテジット取締役
代表取締役Ｃｏ－ＣＥＯ	高 橋 知 裕	
取締役 Ｃ Ｔ Ｏ	井 口 圭 一	バリオセキュア株式会社取締役
取締役（監査等委員・常勤）	國 本 浩 市	
取締役（監査等委員）	井 上 智 宏	ベンチャーインク会計事務所 代表
取締役（監査等委員）	上 山 亨	カケルパートナーズ合同会社代 表社員 ビープラッツ株式会社社外取締 役 株式会社いつも社外取締役(監 査等委員) 株式会社M&A総研ホールディン グス社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）である國本浩市氏、井上智宏氏及び上山亨氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）井上智宏氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査担当者等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、國本浩市氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役である國本浩市氏、井上智宏氏及び上山亨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等のために締結される保険契約

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づき当社取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険においては、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害等について填補されることとなっております。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。

各取締役候補者の選任が承認され就任した場合には、引き続き又は新たに当該保険契約の被保険者となります。また、次の当該保険契約の更新時には、同内容での更新を予定しております。

(4) 指名報酬委員会の設置

当社では、取締役会の諮問機関として、任意の指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、取締役候補者の選任及び取締役の報酬等の決定過程において、手続の客観性、透明性及び公平性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能のさらなる充実を図ることを目的として設置しております。

取締役候補者の選任については、取締役のスキルの検討のほか、取締役候補者の選任方針や個別の候補者案の検討等、当社の経営戦略に照らして必要な人材の選出のための検討を進めております。また、報酬等については、報酬体系の構築や報酬等の決定方針の策定、及び個人別報酬額等を審議対象としており、業績との連動性を確保しつつ、成果が反映される報酬体系の構築を検討しております。これらを通じて、決定過程の透明性や公平性を確保し、企業価値の持続的な向上に資するような制度づくりを目指しております。

取締役会は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役候補者や取締役の報酬等について最終決定することとなっております。

指名報酬委員会の委員は、國本浩市氏（委員長、社外取締役）、林隆弘氏（代表取締役Co-CEO）、井上智宏氏（社外取締役）及び上山亨氏（社外取締

役)であり、過半数の独立社外取締役により構成されております。また、決定過程の客観性・透明性をより高めるため、委員長には独立社外取締役を任命しております。

(5) 取締役の報酬等

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下①②において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を下記のとおり定めております。決定方針につきましては、任意の指名報酬委員会にて審議の上、取締役会に答申し決議しております。

〈基本方針〉

- ・中長期的な業績及び企業価値の向上等に資するものとします。
- ・取締役の役割と責任に値する報酬水準とします。
- ・報酬等の決定においては、社外取締役を委員長とし、過半数が社外取締役により構成される指名報酬委員会に諮問することにより、報酬等決定プロセスの透明性を確保します。

〈報酬水準〉

取締役の職務内容や実績を考慮するほか、報酬等の客観性を確保するため、外部専門機関の調査による他社事例を参考に、主に同業他社の報酬水準を考慮して設定します。

〈決定プロセス〉

報酬等の決定においては、指名報酬委員会が上記基本方針及び報酬水準に基づき検討し、その結果を取締役会に答申します。取締役会は、当該答申を十分に考慮した上で、個人別の報酬等の内容について決議します。

〈報酬体系〉

取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬により構成されます。具体的な報酬等の額またはその算定方法、報酬等の種類ごとの割合、報酬の支給時期等は、以下のとおりです。

	固定報酬 (基本報酬)	業績連動報酬 (賞与)	報酬限度額
支給基準	役割と責任に応じて支給	・各事業年度の売上高予想値の達成率に応じて算出された額を支給 ・当該売上高予想値は、各事業年度の6月に開示される決算短信において定めた業績目標値に対して、連結損益計算書を作成している場合は連結売上高を、連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書の売上高をベースに算出する	各事業年度の固定報酬と業績連動報酬の総額は、年額150百万円以内（2017年7月24日開催の第9回定時株主総会で決議）
算定方法	第14期において取締役 に支給された固定報酬額（年額）の80%相当額「各事業年度の固定報酬額」といいます	・売上高予想値未達成0円（支給なし） ・売上高予想値100%以上110%未満達成 各事業年度の固定報酬額×25% ・売上高予想値110%以上達成 各事業年度の固定報酬額×50%	
比率	（売上高予想値達成率100%以上110%未満の場合） 固定報酬4：業績連動報酬1 （売上高予想値達成率110%以上の場合） 固定報酬2：業績連動報酬1		
支給方法	毎月（現金）	年1回（現金） 各事業年度終了後に支給	

②役員の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬算定の公平性、報酬水準と各取締役の職務内容・貢献度等とのバランス、当社業績との関連性等を考慮し、決定方針との整合性について監査等委員も含めて総合的に検討しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

③監査等委員である取締役の報酬等

監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員会監査における各委員の貢献度等を勘案して、監査等委員会規程に基づき監査等委員会において決定しております。

④当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員の 員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	59,628 (－)	50,148 (－)	9,480 (－)	3 (－)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	13,200 (13,200)	13,200 (13,200)	－ (－)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	72,828 (13,200)	63,348 (13,200)	9,480 (－)	6 (3)

(注) 2017年7月24日開催の第9期定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)の報酬限度額は年額25百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)及び取締役(監査等委員)の員数はそれぞれ3名であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役(監査等委員)井上智宏氏は、ベンチャーインク会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)上山亨氏は、カケルパートナーズ合同会社の代表社員であり、また、ビープラッツ株式会社の社外取締役、株式会社いつもの社外取締役(監査等委員)、株式会社M&A総研ホールディングスの社外取締役を兼職しております。これらの兼職先はいずれも当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	國 本 浩 市	当事業年度において開催された取締役会17回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち全てに出席いたしました。 取締役会及び監査等委員会において、人事労務等に関する幅広い見識と豊富な経験から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	井 上 智 宏	当事業年度において開催された取締役会17回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち全てに出席いたしました。 取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての専門的見地から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	上 山 亨	当事業年度において開催された取締役会17回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち全てに出席いたしました。 取締役会及び監査等委員会において、経営と金融等に関する幅広い知識と経験から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2022年7月28日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	太陽有限責任 監 査 法 人	有限責任監査法人 ト ー マ ツ
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,620千円	1,823千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,620千円	1,823千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、パリオセキュア株式会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、継続的な企業価値向上を目指しつつ公正・誠実な事業活動を行うために、取締役及び使用人に対しては、法令及び規程等を遵守し適正に職務を行うことを、周知・徹底します。法令違反行為等があった場合は、「就業規則」等に基づき適切に対処するなど、リスク管理体制の強化に取り組みます。そのために、コンプライアンス委員会の定期的な開催や、会社規程等の整備と検証及び見直しを行うことにより、リスク管理体制の充実を図ります。また、当社は、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力等からの不当要求の拒絶等については、全社を挙げて毅然とした姿勢で組織的に対応します。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の報告体制を構築し、その有効な運用及び評価を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」等に則り、取締役の職務の執行に係る情報を文書に記録して適切に保存及び管理します。また、「情報管理規程」を定め、情報資産の保護・管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務遂行に係るリスクを適切に評価及び認識し、それぞれのリスクを予防するための措置を取るために、内部監査担当者による定期的な監査を実施いたします。これにより、法令及び定款等の違反その他の事由に基づく損失の危険を未然に回避、予防し、又は管理します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が適切かつ効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程である「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営上の重要事項の審議・決定を行います。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社の管理及び報告に関する体制

当社は「関係会社管理規程」を定め、当社と子会社が相互に協力し合うことで、企業集団が効果的かつ効率的に運営出来る体制を整備しております。子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容や規模等を勘案して、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を必要とする事項を決定しております。

・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社に対して業績を含む職務執行状況に関する報告を定期的に求め、又、子会社の取締役や監査役として派遣された当社人員が子会社の役職員の職務執行状況を直接確認すること等を通じて、子会社の経営上のリスクを管理・監督し、必要に応じて指導を行います。

・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社は、事業内容や規模等に応じた社内規程等を制定し、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、これらを運用しております。

・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の内部監査担当と連携を図り、子会社で実施した内部監査結果の共有を受け、その適正性を確認しております。また、必要に応じて、子会社に対して直接内部監査を実施します。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人の体制の強化に努めることとします。なお、当該補助使用人は、業務の執行に係る職位を兼務しないことに努める等、独立性を確保することに努めます。

⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会から監査業務に必要な指示を受けた取締役及び使用人は、当該指示については専ら監査等委員会の指示命令に服する

こととし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部門長等の指揮命令を受けないこととします。

- ⑧ 取締役及び使用人が、監査等委員会に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な決裁書類等を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備し、併せて、監査等委員に代表取締役、会計監査人、内部監査担当者が実施した監査結果の報告や意見・情報交換を行う場を提供します。

また、当社の取締役及び使用人は、不正又は法令及び定款等の違反等、又は内部通報があった事項等、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、監査等委員に報告するものとします。なお、「内部通報規程」を定めることで、監査等委員会へ報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底いたします。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用等の償還請求に応じます。

- ⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び内部監査担当者は、監査等委員と定期的に意見交換を行う機会を持つこととします。また、監査等委員は取締役会に参加するとともに、必要に応じて重要な会議等の社内会議体に参加し、重要な報告を受ける体制を構築します。なお、監査等委員会は、会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の実効性を図ることとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① リスク管理体制の状況

当社では、「リスク管理規程」等に基づき、リスクの未然防止及び会社損失の最小化に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査等委員による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。

② 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社では、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりません。当社の内部監査は、経営企画を管掌する部門の責任者が内部監査担当者として実施しております。ただし、監査の対象部署が内部監査担当者の分掌業務であるときには、代表取締役の指示を受けて他の部署に属する者が監査業務を行っております。内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認します。

内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と定期的に会合を開催し、監査に必要な情報の共有化を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2023年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,963,963	流 動 負 債	994,571
現金及び預金	3,798,391	買 掛 金	101,223
売 掛 金	634,171	1年内返済予定の 長期借入金	200,780
契 約 資 産	35,160	未払法人税等	154,035
棚 卸 資 産	260,283	契 約 負 債	252,665
そ の 他	235,956	賞 与 引 当 金	29,729
固 定 資 産	3,709,084	契約損失引当金	101,395
有 形 固 定 資 産	237,318	そ の 他	154,742
建物及び構築物	29,427	固 定 負 債	1,598,147
工具、器具及び備品	207,029	長期借入金	1,301,560
建設仮勘定	860	繰延税金負債	477
無 形 固 定 資 産	2,640,689	そ の 他	296,110
の れ ん	2,311,872	負 債 合 計	2,592,719
ソフトウェア	223,255	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	105,560	株 主 資 本	5,829,996
投資その他の資産	831,077	資 本 金	10,128
投資有価証券	376,930	資 本 剰 余 金	5,303,446
繰延税金資産	179,099	利 益 剰 余 金	516,421
そ の 他	275,047	その他の包括利益累計額	15,057
資 産 合 計	8,673,048	その他有価証券評価差額金	15,057
		新 株 予 約 権	29,781
		非支配株主持分	205,493
		純 資 産 合 計	6,080,329
		負 債 純 資 産 合 計	8,673,048

連結損益計算書

(2022年5月1日から)
(2023年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,980,673
売上原価	1,634,282
売上総利益	1,346,390
販売費及び一般管理費	1,088,496
営業利益	257,894
営業外収益	
受取利息	36
持分法による投資利益	14,594
その他の	439
営業外費用	
支払利息	5,620
株式交付費	21,013
投資有価証券運用損	22,401
その他の	7,743
経常利益	216,186
特別損失	
段階取得に係る差損	541,091
契約損失引当金繰入額	101,395
税金等調整前当期純損失(△)	△426,300
法人税、住民税及び事業税	151,065
法人税等調整額	△59,690
当期純損失(△)	△517,675
非支配株主に帰属する当期純利益	56,658
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△574,334

連結株主資本等変動計算書

(2022年5月1日から)
(2023年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	10,000	5,311,017	1,090,755	—	6,411,773
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	128	128			257
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△574,334		△574,334
自己株式の取得				△250	△250
自己株式の消却		△250		250	—
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動		△7,449			△7,449
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	128	△7,571	△574,334	—	△581,776
当連結会計年度末残高	10,128	5,303,446	516,421	—	5,829,996

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新株予約権	非 支 配 株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	1,804	1,804	1	—	6,413,579
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行					257
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					△574,334
自己株式の取得					△250
自己株式の消却					—
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動					△7,449
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	13,253	13,253	29,779	205,493	248,526
当連結会計年度変動額合計	13,253	13,253	29,779	205,493	△333,249
当連結会計年度末残高	15,057	15,057	29,781	205,493	6,080,329

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 2 社
- ・連結子会社の名称 バリオセキュア株式会社、株式会社ストラテジット

なお、バリオセキュア株式会社については、株式の追加取得により第2四半期連結会計期間より持分法適用関連会社から除外し、連結子会社として連結の範囲に含めることになりました。また、株式会社ストラテジットについては株式の新規取得により第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めることになりました。

(2) 持分法の適用に関する事項

第2四半期連結会計期間より、バリオセキュア株式会社の株式を追加取得し連結の範囲に含めたため、持分法適用の範囲から除外しております。

なお、みなし取得日の関係上、バリオセキュア株式会社については第2連結会計期間までは持分法を適用し、持分法による投資利益を連結損益計算書へ取り込んでおります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の、バリオセキュア株式会社及び株式会社ストラテジットの決算日は2月28日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、バリオセキュア株式会社及び株式会社ストラテジットについては連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・商品、貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につ

いては、定額法によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 3～15年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．契約損失引当金

仕入先との契約に関する最低購入保証に係る損失に備えて、当該損失見込み額を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

（i）AI/DX事業

（BtoCサービス）

アイテムの購入に関しては、顧客であるユーザが当該アイテムを用いてゲームを行い、当社がアイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、ユーザのアイテム購入分のうち報告期間の末日において使用が完了しているものを収益認識し、未使用分については残高に相当する金額を契約負債へ振り替えております。

また、有料会員の月額利用料についても、上記と同様に当社が会員ごとに定められた内容の役務提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、毎月の利用料総額を収益認識したうえで、有料会員の特典として付与されるアイテムのうち、報告期間の末日における未使用分について残高に相当する金額を契約負債へ振り替えております。

(BtoBサービス)

初期設定フィーに関しては、義務の履行により、他に転用できない資産が創出され、完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有することから、一定期間にわたり履行義務が充足されるものであると判断しており、原則として報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益及び契約資産を認識しております。

この進捗度の測定は、作業の進捗に伴って原価が発生していると考えられることから、進捗の実態を適切に反映するためにインプット法を採用しており、具体的には、主として当期までに発生した実績工数を契約完了までに発生すると見積もった総工数と比較することにより進捗率の見積りを行っております。

また、継続フィーに関しては、一定期間にわたり履行義務が充足されるものであるとみなし、契約条件に基づいて毎月収益認識を行っております。

(ii) AI Security事業

(マネージドセキュリティサービス)

統合型インターネットセキュリティサービスにおいて、運用管理サービスの提供を行っており、運用管理サービスは契約期間にわたり時の経過に基づき充足されると考えられるため、この期間にわたり収益を計上しております。また、運用管理サービスは、履行義務が契約に定められた期間において顧客に役務を提供することによって充足されるため、収益は、原則として契約期間に応じた期間均等額で計上しております。

この運用管理サービスは、売上収益計上月の月末締め翌月末もしくは翌々月末までに支払いを受けております。

(インテグレーションサービス)

中小企業向け統合セキュリティ機器販売及びライセンス付きソフトウェアの販売を行っております。

VCR (Vario Communicate Router) の顧客に対して計上する統合セキュリティ機器販売の収益の履行義務は納品時点で充足され、この時点で収益を計上しております。これは納品時点で顧客は自分の意志で商品を使用、売却することができるようになり、そこから生じる便益を得ることができることから、商品の支配が移転したと考えられるためです。

また、ライセンス付きソフトウェアの収益は、ライセンス期間にわたり役務を提供する義務を負っており、当該履行義務は、ライセンス期間にわたる役務の提供によって充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足されるライセンス期間において計上しております。当該履行義務は、契約に定められた期間において顧客に役務を提供することによって充足されるため、収益は、原則として契約期間に応じた期間均等額で計上しております。

統合セキュリティ機器販売の収益の対価は、セキュリティ機器の納品時に顧客に

対し請求し、おおむね売上収益計上月の月末締め翌月末もしくは翌々月末までに一括で支払いを受けております。また、ライセンス付きソフトウェアの収益はサービス提供開始時に一括で支払いを受けております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

9年～14年間で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27～2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれん

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 2,311,872千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループの当連結会計年度末の連結計算書類に計上されているのれんのうち209,357千円は、2022年8月に株式会社ストラテジットを連結子会社化した際に発生したものであり、2,102,515千円は、2022年9月にバリオセキュア株式会社を連結子会社化した際に発生したものです。いずれも、取得時点での対象会社の将来の事業計画等に基づいて超過収益力を検討し、計上しております。

のれんについては、グループ会社における継続した営業損失の発生、経営環境の著しい悪化、事業計画からの大幅な乖離等の有無をもとに減損の兆候の有無を検討しています。減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。

当連結会計年度においては、のれんについて減損の兆候は識別されていません。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討していますが、グループ会社の事業計画や経営環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(2)繰延税金資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 179,099千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは繰延税金資産について、将来事業年度の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断した上で計上を行っております。今後の経営環境の変化等によっては、翌事業年度において、当該将来事業年度の課税所得の見積り及び繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(3)グループ会社における契約損失引当金の評価

当社のグループ会社であるバリオセキュア株式会社（以下、「バリオセキュア」という。）におきまして、仕入先との間で締結した契約の最低購入保証条項に基づき、最低購入保証の未達に備えるため、将来発生する損失見込みに基づき契約損失引当金を計上しております。

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

契約損失引当金 101,395千円

契約損失引当金繰入額 101,395千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(i) 算出方法

契約損失引当金は、バリオセキュアが仕入先との間で締結した契約の最低購入保証条項に基づき、最低購入保証の未達に備えるため、将来発生する損失見込み額を計上しております。将来発生する損失見込み額は、合理的な仕入計画に基づき、将来に発生が見込まれる金額を見積もっております。

(ii) 主要な仮定

合理的な仕入計画の策定にあたっては、予測販売数量を主要な仮定として用いております。予測販売数量については、過去の実績等を基礎として見積りを行っております。

(iii) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記見積りの予測販売数量及び当該数量に基づく合理的な仕入計画には不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により結果として、契約損失引当金の追加計上または戻入が必要となる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

商品	57,398千円
貯蔵品	202,884

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 748,691千円

- (3) 流動資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 31千円

- (4) 連結子会社であるバリオセキュア株式会社は、運転資金を効率的に調達するため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,100,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	1,100,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	15,027,181株
------	-------------

- (注) 当連結会計年度において発行済株式の総数は、新株予約権の行使による増加1,800株及び自己株式の消却201株により、1,599株増加しております。

- (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

該当事項はありません。

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	133,800株
------	----------

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余剰資金は、短期的な預金等に限定して、運用を行っております。借入金は、複数の金融機関からの借入によるものであります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式や投資事業組合に対する出資であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て1年以内の支払期日であり、流動性リ

スクに晒されております。

長期借入金については、資金調達に係る流動性リスクと金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク等）の管理

売掛金については、経理規程に基づき各プラットフォーム運営事業者により回収代行されるものについては、各社ごとに、回収代行によらないものについては、顧客ごとに、経営企画を管掌する部門が期日管理及び残高管理を行うことにより信用リスクを管理しております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、その保有の妥当性を検証しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務については、経営企画を管掌する部門が月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

- ・金利変動リスクの管理

金利変動リスクを軽減するため、経営企画を管掌する部門による市場動向等のモニタリングを行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等である投資有価証券（連結貸借対照表計上額376,930千円）は下表には含めておりません。また「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」について、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
1 年内返済予定の長期借入金	200, 780	200, 780	—
長期借入金	1, 301, 560	1, 301, 560	—

(注) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	200, 780	200, 780	200, 780	200, 000	200, 000	500, 000

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1 年内返済予定の長期借入金	—	200, 780	—	200, 780
長期借入金	—	1, 301, 560	—	1, 301, 560

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価算定に係るインプットの説明

- ・ 1年内返済予定の長期借入金及び、長期借入金

主に変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 千円)

	当連結会計年度
AI/DX事業	1,683,993
BtoCサービス	986,301
BtoBサービス	697,691
AI Security事業	1,296,679
マネージドセキュリティサービス	1,120,409
インテグレーションサービス	176,270
顧客との契約から生じる収益	2,980,673
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,980,673

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約及び履行義務については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
契約資産及び契約負債の残高等 (単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	138,153
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	634,171
契約資産(期首残高)	29,087
契約資産(期末残高)	35,160
契約負債(期首残高)	59,192
契約負債(期末残高)	548,776

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 388円97銭
(2) 1株当たり当期純損失 △38円22銭

9. その他の注記

企業結合に関する注記

I. 取得による企業結合 (バリオセキュア株式会社)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 バリオセキュア株式会社

事業の内容 マネージドセキュリティサービス

インテグレーションサービス

② 企業結合を行った主な理由

当社は、2021年9月にバリオセキュア株式会社と資本業務提携を行い、「バリオセキュア株式会社が保有する希少なセキュリティ人材のドメインナレッジ」×「当社が保有するAI人材」による技術専門集団ならではの継続的な新規サービス創出体制の確立を目指すべく、両社で協議を継続してまいりました。

当社が有するAIテクノロジーを活用し、バリオセキュア株式会社のサービス力の強化を図る検討過程で、両社の経営トップのみならず、営業/技術/管理を含めた多くのメンバーで議論する機会を定期的に設け、バリオセキュア株式会社の今後のロードマップや成長戦略についても協議してまい

りました。

その結果、当社のBtoBビジネスの発展においても、バリオセキュア株式会社との協業におけるシナジー創出が可能とのことから、より踏み込んだ提携関係を築くことで両社の企業価値を一層向上することで両社が合意し、2022年9月9日に資本業務提携契約を締結し、バリオセキュア株式会社の第三者割当増資の引き受けを決定いたしました。

③ 企業結合日

2022年9月27日（第三者割当増資引受日）

2022年8月31日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする第三者割当増資引受

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 32.21%

企業結合日に追加取得した議決権比率 10.67%

取得後の議決権比率 42.88%

議決権比率は50パーセント未満ですが、当社がバリオセキュア株式会社に役員派遣等を行うことで、実質支配力基準により同社は当社の連結子会社に該当します。

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社がバリオセキュア株式会社の第三者割当増資を引き受け、現金を対価とした株式の追加取得をしたことによりです。

(2) 連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2022年9月1日から2023年2月28日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合の直前に所有していた株式の企業結合日における時価	1,441,872千円
追加取得に伴い支出した現金	836,380
取得原価	2,278,252

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用 11,792千円

- (5) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差損 541,091千円

- (6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれん

2,180,386千円

- ② 発生原因

主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

- ③ 償却方法及び償却期間

14年間にわたる均等償却

II. 取得による企業結合（株式会社ストラテジット）

- (1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ストラテジット

事業の内容 SaaS事業者向けシステムの連携（iPaaS）開発、
SaaS連携アプリストアの開発・運営、SaaS導入コ
ンサルティング、ERP導入の支援

- ② 企業結合を行った主な理由

SaaS市場は急激に成長しているマーケットである一方、一般ユーザーは各SaaSプロダクトを単体として利用するケースが多い状況でもあり、SaaS間の連携は今後ますます重要になってくると想定されております。

このような状況に当社として新たなサービスを提供していくべく、「株式会社ストラテジットが保有するSaaS導入や連携に関するドメインナレッジ」×「当社が保有するAI開発ノウハウ」を通じてSaaS市場の成長を支援すべく、当社は株式会社ストラテジットの株式の取得を行い、子会社化することを決定いたしました。

- ③ 企業結合日

2022年8月31日（株式取得日）

2022年9月30日（みなし取得日）

- ④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

- ⑤ 結合後企業の名称
変更ありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
86.5%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

- (2) 連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
2022年10月1日から2023年2月28日まで

- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
契約上の守秘義務により非公表とさせていただきます。
なお、取得価額につきましては株式会社ストラテジットの事業計画を踏まえ、当社取締役会にて慎重に妥当性を精査したうえで決定しております。

- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
デューデリジェンス費用 4,062千円

- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれんの金額
219,520千円
- ② 発生原因
主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。
- ③ 償却方法及び償却期間
9年間にわたる均等償却

貸 借 対 照 表

(2023年 4 月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,955,408	流 動 負 債	207,905
現金及び預金	2,638,808	買 掛 金	23,054
売 掛 金	169,424	未 払 金	15,809
契 約 資 産	28,327	未 払 費 用	26,355
前 払 費 用	35,503	未 払 法 人 税 等	48,677
そ の 他	83,345	契 約 負 債	49,322
固 定 資 産	3,816,598	預 り 金	15,609
有 形 固 定 資 産	155,004	賞 与 引 当 金	10,370
建 物	8,312	そ の 他	18,706
工具、器具及び備品	146,692	負 債 合 計	207,905
無 形 固 定 資 産	27,310	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ エ ア	27,310	株 主 資 本	6,519,263
投資その他の資産	3,634,283	資 本 金	10,128
投資有価証券	376,930	資 本 剰 余 金	5,310,896
関係会社株式	3,180,925	資 本 準 備 金	2,215,737
長期前払費用	590	その他資本剰余金	3,095,158
繰延税金資産	25,464	利 益 剰 余 金	1,198,238
そ の 他	50,372	その他利益剰余金	1,198,238
資 産 合 計	6,772,006	繰越利益剰余金	1,198,238
		評価・換算差額等	15,057
		そ の 他 有 価 証 券	
		評 価 差 額 金	15,057
		新 株 予 約 権	29,781
		純 資 産 合 計	6,564,101
		負 債 純 資 産 合 計	6,772,006

損 益 計 算 書

(2022年5月1日から
2023年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,572,580
売 上 原 価	916,634
売 上 総 利 益	655,946
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	534,187
営 業 利 益	121,758
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	32
受 取 配 当 金	30,946
そ の 他	314
営 業 外 費 用	
投 資 有 価 証 券 運 用 損	22,401
固 定 資 産 除 却 損	2,807
そ の 他	791
経 常 利 益	127,051
税 引 前 当 期 純 利 益	127,051
法人税、住民税及び事業税	64,187
法 人 税 等 調 整 額	△17,439
当 期 純 利 益	80,303

株主資本等変動計算書

(2022年5月1日から)
(2023年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
					繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	10,000	2,215,609	3,095,408	5,311,017	1,117,934	1,117,934	—	6,438,952
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	128	128		128				257
当 期 純 利 益					80,303	80,303		80,303
自己株式の取得							△250	△250
自己株式の消却			△250	△250			250	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								—
当期変動額合計	128	128	△250	△121	80,303	80,303	—	80,310
当 期 末 残 高	10,128	2,215,737	3,095,158	5,310,896	1,198,238	1,198,238	—	6,519,263

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	1,804	1,804	1	6,440,758
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				257
当 期 純 利 益				80,303
自己株式の取得				△250
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	13,253	13,253	29,779	43,032
当期変動額合計	13,253	13,253	29,779	123,343
当 期 末 残 高	15,057	15,057	29,781	6,564,101

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書等を基礎とし、その持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～10年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当社では、当事業年度においては、過去の貸倒実績及び回収不能が見込まれる債権残高がないため、計上していません。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① BtoCサービス

アイテムの購入に関しては、顧客であるユーザが当該アイテムを用いてゲームを行い、当社がアイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、ユーザのアイテム購入分のうち報告期間の末日において使用が完了しているものを収益認識し、未使用分については残高に相当する金額を契約負債へ振り替えております。

また、有料会員の月額利用料についても、上記と同様に当社が会員ごとに定められた内容の役務提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、毎月の利用料総額を収益認識したうえで、有料会員の特典として付与されるアイテムのうち、報告期間の末日における未使用分について残高に相当する金額を契約負債へ振り替えております。

② BtoBサービス

初期設定フィーに関しては、義務の履行により、他に転用できない資産が創出され、完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有することから、一定期間にわたり履行義務が充足されるものであると判断しており、原則として報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益及び契約資産を認識しております。

この進捗度の測定は、作業の進捗に伴って原価が発生していると考えられることから、進捗の実態を適切に反映するためにインプット法を採用しており、具体的には、主として当期までに発生した実績工数を契約完了までに発生すると見積もった総工数と比較することにより進捗率の見積りを行っております。

また、継続フィーに関しては、一定期間にわたり履行義務が充足されるものであるとみなし、契約条件に基づいて毎月収益認識を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

25,464千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(2) 関係会社株式

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式

3,180,925千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

市場価格のある株式等は、その時価が著しく下落した時は、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当事業年度の損失として認識しております。

また非上場の関係会社に対する投資等、市場価格のない株式等は取得価額をもって貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した時には、回復可能性が十分な論拠によって裏付けられている場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額を当事業年度の損失として認識しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

471,251千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

未収入金

79,792千円

未払金

88千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

1,900千円

販売費及び一般管理費

3,506千円

営業取引以外の取引高

30,946千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数
該当事項はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
子会社	バリオセキュア 株式会社	直接 42.83% （注）2	資本業務提携、役員の兼任3名、AI関連サービスの受託、セキュリティ関連サービスの利用等	第三者割当増資の引受 （注）3	836,380 （注）1	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

（注）2. 議決権等の所有割合は、当連結会計期間末時点での割合を記載しております。

（注）3. 2022年9月9日の取締役会において、持分法適用関連会社であるバリオセキュア株式会社との間で資本業務提携契約を締結すること、及び同社が実施する第三者割当増資のすべてを引き受けることについて決議し、同社株式を取得したものであります。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	15,735	千円
減価償却超過額	13,718	
賞与引当金	3,586	
契約負債	16,577	
敷金償却	3,382	
未払事業税	5,294	
業績連動報酬	4,240	
関係会社株式	16,388	
その他	1,590	
繰延税金資産小計	80,515	
評価性引当額	△33,542	
繰延税金資産合計	46,973	

繰延税金負債

未収入金	△13,546	千円
その他有価証券評価差額金	△7,962	
繰延税金負債合計	△21,509	

繰延税金資産の純額	25,464	千円
-----------	--------	----

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	434円83銭
(2) 1株当たり当期純利益	5円34銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年6月15日

HEROZ株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 桐 川 聡 ⑩
公認会計士 小 野 潤 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、HEROZ株式会社の2022年5月1日から2023年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HEROZ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年6月15日

HEROZ株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桐 川	聡 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 野	潤 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、HEROZ株式会社の2022年5月1日から2023年4月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年5月1日から2023年4月30日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月16日

HEROZ株式会社 監査等委員会
監査等委員 國本 浩 市 (印)
監査等委員 井上 智 宏 (印)
監査等委員 上山 亨 (印)

(注) 監査等委員國本浩市、井上智宏及び上山亨は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び当社における担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	はやし たか ひろ 林 隆 弘 (1976年12月20日)	1999年4月 日本電気株式会社（NEC）入社 IT戦略部、経営企画部に在籍 2009年4月 当社設立 代表取締役CEO 2021年8月 当社代表取締役Co-CEO（現任） 2022年9月 株式会社ストラテジット 取締 役（現任） 2022年11月 パリオセキュア株式会社 取締 役（現任） ----- （重要な兼職の状況） パリオセキュア株式会社 取締役 株式会社ストラテジット 取締役	4,333,300株
（取締役候補者とした理由） 当社の代表取締役として長年に亘り経営の指揮を執り、当社の企業価値の向上に貢献 しております。その他実績、能力と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識 とも優れていることから、引き続き取締役候補者となりました。			
2	たか はし とも ひろ 高 橋 知 裕 (1976年12月30日)	1999年4月 日本電気株式会社（NEC）入社 ビッグロブ事業部、経営企画 部に在籍 2009年4月 当社設立 代表取締役COO 2021年8月 当社代表取締役Co-CEO（現任）	4,333,300株
（取締役候補者とした理由） 当社の代表取締役として長年に亘り経営の指揮を執り、当社の企業価値の向上に貢献 しております。その他実績、能力と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識 とも優れていることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位及び当社における担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	い ぐち けい いち 井 口 圭 一 (1978年 7 月19日)	2003年 4 月 日本電気株式会社(NEC) 入社 中央研究所に在籍 2010年 4 月 株式会社Donuts入社、開発部長 2012年 5 月 株式会社Ginger設立、取締役 2013年 6 月 当社入社、開発部長 2020年 7 月 当社取締役CTO (現任) 2022年11月 バリオセキユア株式会社 取締 役 (現任) ----- (重要な兼職の状況) バリオセキユア株式会社 取締役	12,000株
(取締役候補者とした理由) 幅広いIT技術への精通及び多数の開発経験を有しており、2013年 6 月以降、当社の開発部長を務め、当社サービスの品質保持及び監督に尽力してまいりました。その他実績、能力とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び当社における担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4	もり ひろ や 森 博 也※ (1973年10月19日)	1996年10月 センチュリー監査法人（現EY新 日本有限責任監査法人）入社 2000年 7 月 株式会社インテラセット入社 2002年 7 月 株式会社インテリジェンス（現 パーソルキャリア株式会社）入 社 2016年 4 月 パーソルホールディングス株式 会社転籍 グループ財務本部長 2021年10月 当社入社、執行役員CFO（現 任） 2022年 9 月 株式会社ストラテジット 取締 役（現任） 2022年11月 バリオセキュア株式会社 取締 役（現任） （重要な兼職の状況） バリオセキュア株式会社 取締役 株式会社ストラテジット 取締役	一株
（取締役候補者とした理由） 公認会計士としての監査法人での監査経験を経て、財務及び会計に関する高度な専門 的知識を有しております。また民間企業においても、グループガバナンスやM&Aについ て経験を積んでおり、当社においても2021年より執行役員として管理部門の統括を行っ てまいりました。その他実績、能力とともに人格、見識とも優れていることから、取締 役候補者としました。			

- （注） 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の 3 第 1 項の規定に基づき当社取締
役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険に
おいては、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追
及に係る請求を受けることによって生じる損害等について填補されることとな
っております。各候補者の選任が承認され就任した場合には、引き続き又は新
たに当該保険契約の被保険者となります。また、次回の当該保険契約の更新時
には、同内容での更新を予定しております。

（ご参考）取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性に関する考え方

当社は、事業戦略や経営戦略について多様な価値観を踏まえて議論することが重要であると考えております。そのためには、経営の基本となる「企業経営」「財務・会計」「法務・ガバナンス」に加え、AIサービス創出の要となる「IT・AIテクノロジー」「企画・開発」「人事・労務」や、事業を拡大・推進するために必要な「M&A」が当社の成長を支える重要なスキルであると考えております。これらのスキルを相互に補完しあい、客観的で多面的な審議を実現し、取締役会をより実効性あるものにすることを目指しております。本議案が承認可決された場合、取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

スキル 取締役	企業 経営	IT・AI テクノロジー	M&A	企画 開発	人事 労務	財務 会計	法務 ガバナンス
林 隆 弘	◎	○		○	○		
高 橋 知 裕	◎	○		○			
井 口 圭 一		◎		○			
森 博 也	◎		◎			◎	◎
井 上 智 宏						◎	○
上 山 亨			◎			○	
金 丸 祐 子					◎		◎

主スキル：◎ 副スキル：○

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び当社における担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	いの う え とも ひろ 井 上 智 宏 (1980年7月19日)	2003年4月 中央青山監査法人入所 2006年9月 あらた監査法人（現 PwCあらた有限責任監査法人）入所 2010年5月 ベンチャーインク会計事務所代表（現任） 2015年2月 当社監査役 2017年7月 当社社外取締役（監査等委員・常勤） 2020年1月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） ----- （重要な兼職の状況） ベンチャーインク会計事務所 代表	一株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 公認会計士及び税理士としての高度な人格と会計税務に関する専門的な知識を有しているため、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としてしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位及び当社における担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	かみ やま とおる 上 山 亨 (1977年10月11日)	2000年 4 月 野村証券株式会社入社 2017年 8 月 カケルパートナーズ合同会社設 立、代表社員（現任） 2017年11月 当社社外取締役（監査等委員） （現任） 2019年12月 ビープラッツ株式会社社外取締 役（現任） 2020年 6 月 株式会社いつも社外取締役（監 査等委員）（現任） 2022年12月 株式会社M&A総研ホールディン グス社外取締役（現任） ----- (重要な兼職の状況) カケルパートナーズ合同会社代表社員 ビープラッツ株式会社社外取締役 株式会社いつも社外取締役(監査等委員) 株式会社M&A総研ホールディングス社外 取締役	一 株
		【監査等委員である取締役候補者とした理由】 大手金融機関における勤務経験や企業経営の実績があり、経営と金融等に関する幅広い見識と豊富な経験を有するため、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び当社における担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	かな まる ゆう こ 金 丸 祐 子※ (1979年 8 月 25 日)	2006年10月 弁護士登録、森・濱田松本法律事務所入所 2012年 5 月 カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール修了 2012年 8 月 Rajah & Tann法律事務所（シンガポール）にて執務（～2013年） 2018年 1 月 森・濱田松本法律事務所パートナー就任（～2022年） 2022年 7 月 アキュリスファーマ株式会社社外監査役（現任） 2023年 1 月 外苑法律事務所（パートナー弁護士）入所（現任） 2023年 2 月 Bleaf株式会社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） アキュリスファーマ株式会社社外監査役 Bleaf株式会社社外監査役	一株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 大手法律事務所における豊富な弁護士経験や、海外の法律事務所での勤務経験を経て、企業危機管理や労働法務等について卓越した専門性を有するため、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、新たに監査等委員である取締役候補者としました。			

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、井上智宏氏及び上山亨氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、両氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また金丸祐子氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。
4. 井上智宏氏、上山亨氏及び金丸祐子氏は、社外取締役候補者であります。なお、取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性に関する考え方について、第1号議案の「ご参考」において記載しております。

5. 井上智宏氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。また、上山亨氏につきましても、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって5年8ヶ月となります。なお、井上智宏氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
6. 当社は、井上智宏氏及び上山亨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。なお、金丸祐子氏についても選任が承認された場合には独立役員に指定する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づき当社取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険においては、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害等について填補されることとなっております。各候補者の選任が承認され就任した場合には、引き続き又は新たに当該保険契約の被保険者となります。また、次回の当該保険契約の更新時には、同内容での更新を予定しております。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の有するAI等のテクノロジーを利用し、新規事業の創出を検討しており、このような事業内容の多様化に対応するため、現行当社定款第2条につきまして事業目的を2点追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。 1. 各種情報の収集、処理、提供に関するサービス 2. 各種物品、サービス等の販売活動及びその支援 3. コンピュータシステムの分析、設計及びインターネットに関するコンサルティング 4. コンピューター、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸並びに輸出入業 5. 通信販売業 6. 広告、宣伝の企画・制作及び広告代理店業 7. 各種マーケティングに関する業務及びコンサルティング業 8. 電気通信事業法に基づく電気通信事業 9. 投資助言・代理業 10. 労働者派遣事業 11. 前各号に附帯する一切の業務	第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。 1. 各種情報の収集、処理、提供に関するサービス 2. 各種物品、サービス等の販売活動及びその支援 3. コンピュータシステムの分析、設計及びインターネットに関するコンサルティング 4. コンピューター、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸並びに輸出入業 5. 通信販売業 6. 広告、宣伝の企画・制作及び広告代理店業 7. 各種マーケティングに関する業務及びコンサルティング業 8. 電気通信事業法に基づく電気通信事業 9. 投資助言・代理業 10. 労働者派遣事業 11. <u>有料職業紹介事業</u> <u>12. 金融資産等の投資、売買、保有及び運用事業</u> <u>13. 前各号に附帯する一切の業務</u>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年7月24日開催の当社第9期定時株主総会において、年額150百万円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬限度額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額35百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当ての譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.2%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は2%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告25頁から26頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針につき、77頁から79頁に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

なお、現在の対象取締役の員数は3名であり、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

1. 当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、異なる設計の譲渡制限付株式を当社の従業員に対し、割り当てる予定です。
2. 第4号議案が原案どおり承認可決された場合に、変更を予定している「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」の内容は、以下のとおりとなります。

(1) 監査等委員でない取締役の報酬

① 基本方針

- ・ 中長期的な業績及び企業価値の向上等に資するものとします。
- ・ 取締役の役割と責任に値する報酬水準とします。
- ・ 報酬等の決定においては、社外取締役を委員長とし、過半数が社外取締役により構成される指名報酬委員会に諮問することにより、報酬等決定プロセスの透明性を確保します。

② 報酬水準

取締役の職務内容や実績を考慮するほか、報酬等の客観性を確保するため、外部専門機関の調査による他社事例を参考に、主に同業他社の報酬水準を考慮して設定します。

③ 決定プロセス

報酬等の決定においては、指名報酬委員会が上記基本方針及び報酬水準に基づき検討し、その結果を取締役に答申します。取締役会は、当該答申を十分に考慮した上で、個人別の報酬等の内容について決議します。

④ 報酬体系

取締役の報酬は、固定報酬、短期インセンティブとしての業績連動報酬及び中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成されます。具体的な報酬等の額またはその算定方法、報酬の支給時期等は、以下のとおりです。

＜固定報酬＞及び＜業績連動報酬＞

	固定報酬 (基本報酬)	業績連動報酬 (賞与)	報酬限度額
支給基準	役割と責任に応じて支給	・各事業年度の連結売上高予想値の達成率に応じて算出された額を支給 ・当該連結売上高予想値は、各事業年度の6月に開示される決算短信において定めた業績目標値に対して、連結損益計算書を作成している場合は連結売上高を、連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書の売上高をベースに算出する	各事業年度の固定報酬と業績連動報酬の総額は、年額
算定方法	取締役総報酬額（年額）の80%相当額（「各事業年度の固定報酬額」といいます）	・連結売上高予想値90%未満 標準額×1/2を支給 ・連結売上高予想値90%以上110%以下達成 標準額を支給 ・連結売上高予想値110%超過達成 標準額×2を支給 ※標準額は「各事業年度の総報酬額（年額）」の10%相当額	150百万円以内（2017年7月24日開催の第9回定時株主総会で決議）
支給方法	毎月（現金）	年1回（現金） 各事業年度の定時株主総会が終了する日の属する月の翌月末に支給	

<譲渡制限付株式報酬>

当事業年度の役務提供に対する対価として、事業年度ごとに、事前交付型譲渡制限付株式報酬を付与します。対象取締役に対し付与する株式数は、当事業年度の報酬全体に占める譲渡制限付株式報酬の基準額を、取締役会における割当決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）で除した数（年30,000株以内）とします。

取締役会による別段の決議がある場合を除き、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除します。

⑤ 各種報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合

固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の割合については、健全なインセンティブとして機能するよう適切な支給割合を決定します。当社としては、中長期的な視点での業績向上及び企業価値の最大化を目指す経営を取締役に求めていることから、取締役の報酬についても固定報酬の支給に加えて、短期業績に基づく業績連動報酬、及び、譲渡制限付株式報酬を導入しております。

(2) 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみとし、その額、支給時期、配分等の具体的な内容については、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員会監査における各委員の貢献度等を勘案して、監査等委員会において決定します。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝浦三丁目4番1号 田町グランパーク プラザ棟3階4階
401ホール

TEL 03-5441-2100



交通 JR田町駅東口より 徒歩約5分

都営浅草線・三田線三田駅A4番出口より 徒歩約7分